

議員提案による

6 月 24 日 施行

周南市の地域医療を守る条例

第2回定例会本会議において、教育福祉委員会の委員会提出議案として提案された「周南市の地域医療を守る条例」が可決され、6月24日から施行されました。

委員会では、条例の制定に当たり、医療の現状と課題を把握するため、徳山医師会との委員会懇談会の開催、また幅広く意見を聞くために、医師・看護師等約400人へのアンケートや市民の方を対象としたパブリックコメントを実施しました。今回の特集では、この周南市の地域医療を守る条例の概要について説明します。

条例制定の趣旨

全ての市民が住み慣れた地域で安心して健康に暮らすためには、地域医療に関わる全ての関係者が、地域医療が抱える課題を正しく認識し、その解決に取り組み、地域医療を守る必要があります。そこで、市、市民、医療機関等がそれぞれの責務を果たし、地域全体で限りある医療資源を守り支え合うことにより、健康で明るく活力のある周南市を築くことを趣旨としています。



地域医療を守る条例



目的 市、市民、医療機関等が果たすべき責務、役割を明らかにすることにより、地域医療を守り、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる。

基本理念 持続可能な地域医療体制を構築するため、市、市民、医療機関等が一体となって、地域全体で守っていくこと。また、市民の健康保持増進は、良好な地域医療のもと、市民一人一人の努力により、医療、保健及び福祉が連携して推進されなければならない。

●市の責務●

- ★ 基本理念に基づき、市民が安心して暮らしていける地域医療体制の確保に努めること
- ★ 地域医療を守っていくためには、市単独では限界があることから、国、県、医療機関等との連携・情報の共有に努めること



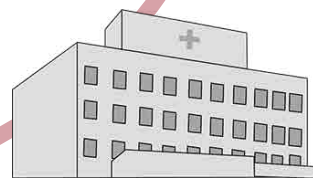
●医療機関の責務●

- ★ 病院間の連携を図ることや、医療の担い手の確保に努めること
- ★ 市が実施する検診や健康診査に協力すること



●市民の責務●

- ★ かかりつけ医、かかりつけ薬局を持つこと
- ★ 検診及び健康診査を積極的に受診すること
- ★ 日頃からの健康管理に努めること



本条例は、理念的な条例ではありますが、市、市民、医療機関等が、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たし、協力していくことにより、今後の本市の地域医療を守ることができます。市民の皆さんも、地域医療を守るため、この条例の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※ 条例の詳細については、市議会のHPをご覧ください。 [周南市議会](#) で [検索](#) を